# 岡山県院内保育運営事業実施要綱

（通則）
第１条　院内保育運営事業の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）
第２条　この要綱に基づく院内保育運営事業の内容は別記のとおりとする。

（県の補助）
第３条　県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県院内保育運営事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

（雑則）
第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成２９年９月１９日から施行し、平成２９年度分の事業から適用する。
この要綱は、平成３０年９月２５日から施行し、平成３０年度分の事業から適用する。

（別記）

# 院内保育運営事業

１　目的

この事業は、医療従事者の離職防止及び再就業促進を図ることを目的とする。

２　実施主体

次のものを事業の実施主体とする。なお、事業の実施主体は、保育施設・設備及びその運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）を尊重するものとする。

⑴　日本赤十字社
⑵　社会福祉法人恩賜財団済生会
⑶　市町村（一部事務組合を含む）
⑷　国民健康保険団体連合会
⑸　地方独立行政法人
⑹　⑴から⑸が開設する病院及び診療所と関連する非営利の主体

３　事業の内容

事業の内容は、１に掲げる目的を実行するために、実施主体が開設している医療法第７条の規定により許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定により届出をした診療所（以下「病院等」という。）の施設内において、保育施設を設置・運営し、病院等に所属する医療従事者の委託を受けて、その乳児又は幼児等に対して必要な保護を行う事業（以下「院内保育運営事業」という。）とする。

なお、院内保育運営事業の実施について、他に公的な助成を受ける場合には、岡山県院内保育運営事業実施要綱第３条に規定する補助の対象に該当しないものとする。

４　事業を実施する施設

⑴　院内保育施設

院内保育運営事業を行っている保育施設（近辺の他の病院又は診療所等の医療従事者が共同利用することを目的として、一医療施設が設置した保育施設を含む。）であって、以下の⑵及び⑶の条件を満たす保育施設を、院内保育施設という。

⑵　運営期間及び保育料の条件

院内保育施設は、原則として年１２か月間（※１）運営し、かつ保育料（※２）として、１人当たり平均月額１０，０００円以上を徴収しているものとする。

※１　運営月数の算定に当たり、その月における開所日数がおおむね１５日以上である場合は、１か月として算定する。

※２　保育料とは、保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいうものとする。

⑶　利用事務手続等

①　院内保育運営事業の利用事務手続きについては、院内保育施設ごとに定めることとし、利用する医療従事者の利便を考慮して、弾力的な運用を図るものとする。

② 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。

5 通常の運営時間外の院内保育運営事業

院内保育運営事業には、院内保育施設毎に定められた通常の運営時間外等に行う、次の形態の保育を含むものとする。

⑴ ２４時間保育

終日いずれの時間帯においても、３に掲げる保育サービスを提供するもの。

⑵ 休日保育

以下の①から③に掲げる日において、３に掲げる保育サービスを提供するもの。

ただし、以下の①から③に掲げる日が、病院等の診療日に該当する場合は、休日保育としない。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和２３年７月２０日法律第１７８号）第３条に規定する休日

③ １２月２９日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）

⑶ 緊急一時保育

① 内容

⑴を実施していない院内保育施設において、病院等に所属する医療従事者の乳児または幼児であって、病院等からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）に対して、３に掲げる保育サービスを提供するもののうち、以下の②及び③の条件に適合するもの。

② 契約及び費用負担条件

病院等又は院内保育施設が、予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と緊急一時保育に関する契約をしており、かつ保育サービスを提供する事業者への支払を、当該院内保育施設の会計で行い、①の児童を保育したことにより、院内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

③ 緊急一時保育の対象となる保育サービスを提供する事業者の条件

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、 家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、 認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

⑷ 児童保育

① 内容

病院等に所属する医療従事者の児童であって、かつ、病院等に勤務していることによりその家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、「放課後児童」という。）に対する、３に掲げる保育サービスを提供するものであって、以下の②及び③の条件を満たしているもの。

② 施設条件

児童保育を行うために、間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保していること。

③ 職員配置条件

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３８条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を１名以上配置していること。

5 院内保育施設の種別

⑴ 種別

院内保育施設は、その規模等により、表１の各基準項目を全て満たすことによって、７つの種別に分類する。

⑵ 児童保育数の算定

表１の基準項目における保育児童とは、病院等に所属する医療従事者（当該病院等に勤務する医療従事者であり、人事異動等により他の施設の勤務となった者も含む）の児童を対象とする。

表１の基準項目における保育児童数の算定にあたっては、年間の平均保育児童数によるものとし、当該数が各種別の基準項目に定める保育児童数以上であれば、各月において各種別の基準項目に定める保育児童数未満（６か月以上に達する場合は除く）であっても、各種別に該当するものとする。

表１ 院内保育施設の種別

| 基準項目 / 種別 | 保育児童数 | 保育士等数 | 保育時間 |
|---|---|---|---|
| A型特例 | ４ 人未満 | ２ 人以上 | ８ 時間以上 |
| A型 | ４ 人以上 | ２ 人以上 | ８ 時間以上 |
| B型 | １０人以上 | ４ 人以上 | １０時間以上 |
| B型特例 | ３０人以上 | １０人以上 | １０時間以上 |
| C－１型 | ２ 人以上 | １ 人以上 | ８ 時間以上 |
| C－２型 | ４ 人以上 | ２ 人以上 | ８ 時間以上 |
| C－３型 | １０人以上 | ４ 人以上 | １０時間以上 |

注１ 実施主体が２の⑴及び⑵の場合は、C－２型及びC－３型は適用しない。

注２ 実施主体が２の⑶、⑸及び⑹の場合は、C－１型、C－２型及びC－３型に限定する。

注３ さらに、C－１型は４の⑵にかかわらず、運営月数が１２か月間に満たない場合及び老人保健施設又は訪問看護ステーションの医療従事者のための院内保育運営施設に適用する。